

広島市告示第347号
令和2年7月13日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 山本ショッピングセンタービル
- (2) 所在地 広島市安佐南区山本一丁目11番2号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ
代表取締役 菊池 毅
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンリブ
代表取締役 佐藤 秀晴
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

(変更後) 株式会社サンリブ
代表取締役 菊池 毅
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和2年5月25日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

5 届出年月日

令和2年7月9日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年7月13日から令和2年11月13日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和2年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年11月13日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
株式会社サンリブ	代表取締役 佐藤秀晴	北九州市小倉南区上葛 原二丁目14番1号	
有限会社二葉屋	代表取締役 岡本慶子	広島市安佐南区山本一 丁目11番2号	
株式会社ヤマスイ	代表取締役 山田千恵	広島市西区商工センタ ー一丁目2番3号	
株式会社丸珠物産	代表取締役 小林信一	北九州市小倉北区西港 町94番地9	
東洋食品株式会社	代表取締役 黒田要一郎	北九州市門司区黄金町 6番28号	

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
株式会社サンリブ	代表取締役 菊池毅	北九州市小倉南区上葛 原二丁目14番1号	令和2年5月25日 代表者交代のため
有限会社二葉屋	代表取締役 岡本慶子	広島市安佐南区山本一 丁目11番2号	
株式会社ヤマスイ	代表取締役 山田千恵	広島市西区商工センタ ー一丁目2番3号	
株式会社丸珠物産	代表取締役 小林信一	北九州市小倉北区西港 町94番地9	
東洋食品株式会社	代表取締役 黒田要一郎	北九州市門司区黄金町 6番28号	